

# 随意契約結果書

|  |   |
|--|---|
| 物品等の名称<br>及び数量                           | 兵庫国道事務所庁舎所長室他空調設備改修工事                                       |
| 契約担当官等の<br>氏名並びにその<br>所属する部局の<br>名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>兵庫国道事務所長<br>国土交通技官 堤 英彰<br>兵庫県神戸市中央区波止場町3-11 |
| 契約締結日                                    | 令和 5年 8月 4日   |
| 契約の相手方の<br>氏名及び住所                        | 株式会社阪神設備工業所<br>兵庫県尼崎市南初島町10-149                             |
| 契約金額<br>(消費税及び地<br>方消費税含む)               | ¥1,122,000-   |
| 予定価格<br>(消費税及び地<br>方消費税含む)               | ¥1,188,000-   |
| 随意契約による<br>こととした理由                       | 別紙のとおり  |
| 備 考                                      |   |

|          |
|----------|
| 特例政令等の該当 |
| 該当       |
| 非該当      |

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 兵庫国道事務所庁舎所長室他空調設備改修工事

2. 業 者 名 (株)阪神設備工業所

3. 随意契約理由

本件は、兵庫国道事務所内にある3階所長室及び2階不当要求対策室の空調設備の改修である。まず3階所長室については南側にあるため、現在稼働している空調設備だけでは日中室温が28℃以下にならず、日によっては30℃以上になることもあり、空調の冷却能力が不足している。2階不当要求対策室については、故障により空調設備が作動しなくなっている。

3階所長室は入札契約委員会、会議等で職員だけでなく外部からの来客等の出入りが多く、2階不当要求対策室は不当要求対応以外に、経理課、品質確保課が西部ブロック事務所とのリモート入札契約委員会や工事、業務の技術審査等が行われている。現在の状況は、事務所衛生基準規則第5条第3項に規定する、「空気調和設備を設けている場合は、室内気温を17度以上28度以下になるように努めなければならない」という努力義務に違反するとともに、猛暑日が続く中で職員及び来庁者が熱中症等になるおそれがある等、健康への影響を考慮すると、迅速な対応が必要である。

(株)阪神設備工業所は電気工事、管工事の対応が可能な業者である上に、令和5年度の当該庁舎の空調機器点検整備を担っており、当該庁舎の状況は熟知しているため、迅速な対応が可能である。

よって、(株)阪神設備工業所と随意契約を行うものである。

4. 適用法令等

会計法第29条の3第4項

予算決算及び会計令第102条の4第三号

推薦者 兵庫国道事務所  
総務課長 野間 亮太

